

論説

一八六〇年代、清朝中央による首都防衛構想について

——直隸練軍試論を兼ねて——

根無 新太郎

はじめに

一八世紀末より清朝治下の中国では、白蓮教の乱のような武装した秘密結社による蜂起がみられた。これらに対し、体制側においては各郷村で団練（自警団）が結成され、また郷勇（義勇兵）が召募されていく。いわゆる社会の「軍事化」である。だが従来より各郷村では秘密結社が浸透して互助、慈善的な活動を行っていたこともあり、体制、反体制の明確な区別はなかった。団練や郷勇は常に体制と反体制の間で揺れ動く武装中間団体であった。^①このような「軍事化」は、太平天国及び捻軍といった諸反乱の相次ぐ中で、より顕著なものとなる。やがてこれらの諸反乱を鎮圧するため、郷勇や団練は糾合されて勇營を形成した。主な勇營には曾国藩の湘軍、李鴻章の淮軍、劉長

佑の楚勇などがある。端的に言えば、当時は武装中間団体が林立した状況にあったといえることができる。

こうした武装中間団体の性格、特に勇営については、これまでに政治、軍事の両方面から、多岐に亘る研究が行われてきた。構成員である勇が領袖との個人的関係により糾合されたこと、維持費が領袖の裁量により集められたことなどから、勇営が私兵的性格を帯び、領袖たちが督撫（地方官）に任命されていたためである。

このような督撫は、自身の下僚を省内の要職に就け、やがては省内の軍事権（兵権）、財政権、司法権などを掌握していく。中国近代史上におけるこの状況を、例えば羅爾綱氏は「督撫專政」と表現する。そして羅氏は、「兵権」が中央（朝廷）の兵部から地方督撫へと下方に移り（「下移」）、やがては後の軍閥の割拠に繋がったとする⁽²⁾。

一方で王爾敏氏は、督撫の権限拡大は中央の「願望」や「信任」の下で行われたとし、中央との対立や分権を否定する。端的に言えば、羅氏のように構造的変革と捉える者と、王氏に代表されるようにそれを否定する者との二者に大別される⁽³⁾。

しかし、羅氏の議論では清朝の構造に対する誤解が見受けられる。兵部は軍事行政を担うが、緑営に対する指揮権は持っていない⁽⁴⁾。また兵部の緑営から督撫の勇営への「下移」というように、比較する「兵権」の対象が異なる。そのため、その議論はやや説得性に欠ける。他方で、王氏は中央と地方の協調を強調する。しかし、ここで注意すべきは、勇営の根本的な性質である。つまり、先述のような向背常ならない団練や郷勇がその基となっていたという点である⁽⁵⁾。同時代人であり、曾国藩の幕僚を務めたこともある王闈運は、一八七〇年における様子を「五代史二卷を校す。其の將富み兵横なるを觀る、矛戟は森森とし、今時と異なる無し、恐らくは中原復た五季の勢ひ有ら

ん、之が爲に艱杌なり。」と記している。⁽⁶⁾このような憂慮は、当時の中央も抱いたことは想像に難くない。こうした勇営が督撫の基盤にあった。だが、協調を重視する議論では、勇営の性質を考慮した上で中央の動向が、十分に顧みられていない。

ところで、「督撫專政」という状況下の一八六〇年代には、捻軍が数度に亘り直隸省に侵入し、勇営もその後を追った。その際に勇営と共に動員された正規兵に神機營と直隸練軍がある。神機營は禁旅八旗、直隸練軍は綠營を再編成したものであった。

筆者は先に当該期の神機營について、それが督撫や勇営を牽制、監視するための中央の武力的裏付けとなったことを述べた。⁽⁷⁾だが、神機營は主に北京防衛を担うものであり、直隸省全域に対応するものではない。直隸省全域の防衛は直隸練軍に課されたものであった。

直隸練軍は一八六三年に設立され、後に各省がそれを模倣して綠營を再編していく。直隸練軍に関しては、これまで王爾敏、冀滿紅、汪林茂、皮明勇、佐々木寛の諸氏が専論を著しているほか、羅爾綱氏や施渡橋氏が各研究の中で言及している。⁽⁸⁾

これらの先行研究では、いずれも綠營の勇營化という文脈において直隸練軍を論じる。そのため、兵制及び設立過程での史実説明が一樣に重視されてきた。つまり、「腐敗」した綠營から「有能」な勇營へという単線的な発展過程、そしてそこから派生した、綠營か勇營かという二者択一の視点が所与の前提とされてきたのである。

このため、なぜ再編が一八六三年の直隸省で行われたのか、そこには中央のどのような意向が働いていたのかな

どについては、十分な検討が行われてこなかった⁽⁹⁾。

更に、直隸練軍が設立された後、先述のように直隸省では捻軍の侵入や天津教案が起こった。これらを受け、朝廷は直隸練軍と勇営を用いた直隸省の防衛体制を再考していく。だが、先行研究ではこの点については全く論じられていない⁽¹⁰⁾。

本稿では、以上のような先行研究では論じられなかった点をふまえ、主に中央の視点から直隸練軍や直隸省の防衛体制を論じる。直隸省は首都北京を擁するために中央の意向が最も如実に現れる。そこで、これらを論じて直隸省での練軍と勇営の在り方を説明することは、先述の単線的、二者択一的であった、清末における軍事バランスの変化をめぐる議論の再検討につながる。また、こうした再検討を行うことで、「督撫專政」における論点、すなわちそれが清朝の構造的変化か否かといった問題に対して、新たな視角を提供することができると考えられる。

第一章 劉長佑期の練軍

一八六〇年代初めに、山東省と直隸省の境界一帯では張錫珠などの白蓮教徒が蜂起した（教匪）。朝廷は直隸総督文煜らに鎮圧を命じたが、戦況は一進一退であった。そこで朝廷は文煜を解任し、新たに当時两江総督であった劉長佑を直隸総督に任命した⁽¹¹⁾。劉長佑は着任すると、麾下の楚勇の一部を直隸省に移動させ、直隸省の緑営や勇と併用した。このような劉長佑と楚勇の抜擢は、迅速に反乱を鎮圧するためであり、文煜と緑営の例に鑑みたものと考えられる⁽¹²⁾。ここからは、直隸省の治安回復を最も重視した朝廷の姿勢がうかがえる⁽¹³⁾。そして、一八六三年五月に

は「教匪」の蜂起は一定の鎮静を見た。

この状況を受け、劉長佑は湘軍に倣い綠營を再編する意向を示した。その理由として、軍費の節約、捻軍への備えなどが挙げられている。また、劉長佑は「鈐束具はる無ければ、即ち紀律も明らかにし難く、宿村索饜し、積習相沿ふは、尤も安内攘外の道に非ず」と述べ、更に自身がこれまで数省を転戦して勝利を得たのは「固より士卒の用命に由るも、亦た實に營制の合宜なり」と述べる⁽¹⁴⁾。つまり、容易に命令に服さず、却って治安を悪化させる兵や勇を取締るための再編でもあった⁽¹⁵⁾。折しも、署礼部左侍郎薛煥が対外的見地から直隸省及び北京防衛の必要性を説いていたこともあり、朝廷は劉長佑に再編を命じた⁽¹⁶⁾。

劉長佑は直隸省各地から綠營兵を選抜し、楚勇や直隸省の勇と併せて、七つの軍を編成する計画を立てた。これらの軍は統領または総統と呼ばれる将官が率いる。そして総統は総督に直属した。七軍は保定、河間、正定、大名、威県、宣化、天津に常駐する。だが朝廷が常駐に難色を示したため、七軍は訓練時にのみ編成され、平時は以前と同じく各汛に分駐することとされた⁽¹⁷⁾。やがて、一八六五年八月から九月にかけて馬賊が直隸省に侵入したことを受け、一八六六年八月に總理衙門が抜本的な見直しを上奏した⁽¹⁸⁾。總理衙門は七軍を六軍とし、東北方面を重視して遼化、易州、天津、河間、古北口、宣化に常駐させることとした⁽¹⁹⁾。

では、朝廷の中でも軍事行政を担う兵部は練軍に対してどのような見解を示したのだろうか。總理衙門が先述の上奏を行うと、兵部は戸部との協議を行った。その結果は、上奏の内容を大体において認めるものであった⁽²⁰⁾。だが兵部は總理衙門の上奏に対し、

…但だ營を各路に移すを議するのみなれば、未だ必ずしも即ちに勁旅に成らず、…臣等以爲へらく其の京外に改駐するよりは、各軍を將て陸續と京師に調至せしむるにしくは莫し。城外の閒地を擇びて屯駐せしめ、知兵の大臣を簡派し勤めて訓練を加へ、練の成るを俟ちて、更に更番し歸伍するを議さん。

とも述べている。⁽²¹⁾ 練軍を交互に上京させ、北京では朝廷が直接にその訓練と指揮を行うというのである。⁽²²⁾ いわば、中央と地方に練軍を両属させるものであった。

ところで同時期の一八六六年九月に、兵部左侍郎胡家玉が練軍ではなく北京にいる旗緑各兵の再編を上奏した。⁽²³⁾ 胡家玉はこれを神武營と名付ける。この胡家玉の上奏は兵部と同じく、先の総理衙門の上奏に対し行われた。だが、この上奏は兵部の意向とは言えず、胡家玉がこの機会を捉えて自身の見解を述べたものである。⁽²⁴⁾ 胡家玉の目的として二点が挙げられる。まず、当時、経済的な困窮下にあった北京の旗緑各兵の救済である。⁽²⁵⁾ 次に、一八六八年に予定されていた中英天津条約改正を念頭に、イギリスに対する備えであった。⁽²⁶⁾

ここで先の兵部の見解に戻ろう。兵部の見解は、その類似性から胡家玉と同様に、対外的見地からの北京防衛が発端であったと思われる。⁽²⁷⁾ だが兵部は練軍の両属を意図した。これは何を意味するのだろうか。

先述のように練軍設立の目的は、訓練と共に兵の監視にあった。監視は身近に行われる必要がある。これは反面では、従来の緑營に比して総督と練軍の結合を強めることになる。練軍がただ総督のみに直属することを兵部は警戒したのではないか。兵部が自らの提案の利点として「近きに就きて」と強調し、監視や結合の強化を挙げているのは、このためであると考えられる。⁽²⁸⁾ 兵部は、イギリスに対すると同等に、練軍を指揮下に置いた総督の動

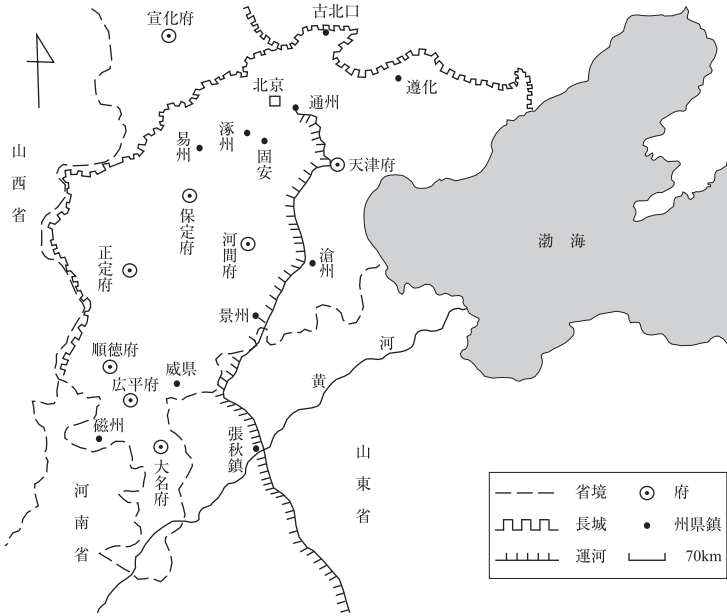
向をも警戒していたのである。⁽²⁹⁾

他方、総理衙門は先の上奏で練軍の総督への専属を容認した。これは総統に充てるべき提督や総兵の人事にまで及ぶものであった。だが同時に、総理衙門は大官を随時に派遣し訓練をチェックする等も提議している。⁽³⁰⁾ 専属を容認しながらも、中央による最小限の監視を提案したものといえる。これは、総督への専属が、機動性の確保など、練軍の強化につながると思えたためであろう。結果として総理衙門の上奏は裁可されたが、この背景には早期の直隸省の治安回復、維持という目的があった。先述の劉長佑の抜擢にもみられるように、これらは朝廷が最も重視したものである。例えば「教匪」の蜂起が鎮静化し始める中で、朝廷は今後の方針として、直隸省にいる楚勇の転出を命じた。また、練軍に用いる勇は直隸省出身とすることも命じた。⁽³²⁾ 次章でも述べるように、他地域から来た兵や勇（客軍）「客勇」は容易に略奪などを行い、当地の民や団練と衝突して治安を乱すものと認識されていたためである。⁽³³⁾

ところで、「全ては將に其の人を得るに在るのみ」と述べるように、劉長佑は総統の人事を重視していた。やがて劉長佑は六軍の総統を選定した。⁽³⁴⁾ だが、その中の易州総統である祝塏の資質に対し、吏部左侍郎兼署戸部左侍郎の毛昶熙が異論を唱えた。これを受けて朝廷は別の人選を劉長佑に命じた。⁽³⁵⁾ しかし劉長佑は後任人事を朝廷に委ね、その結果、前直隸布政使唐訓方が易州総統に充てられた。⁽³⁶⁾

このように朝廷は依然として練軍と総督の動向には注意を払っていた。劉長佑においても、自身の総統選任について自負を述べる一方で、「仍ほ臣より隨時察看し、もし得力ならざれば、即ちに擬派を請はん」とする。更に、

清末直隸省略図



出所：譚其驥主編『中国歴史地図集（清時代）』地図出版社、1987年より作成。

自身が赴任に際し帯同した「南來の將弁の留直して差委せる者」については、その資質を理由に、総統や翼長といった練軍の上級武官には充てないことを表明する⁽³⁷⁾。これらは朝廷や兵部の警戒に對する配慮であつたと思われる。

第二章 捻軍鎮圧後の再建

一 捻軍鎮圧後の防衛体制

直隸省では、一八六七年七月から塩の密売人の武装蜂起（梟匪）や捻軍の侵入が起こつた。特に捻軍は直隸省を縦横に巡り、一時は北京周辺に迫つた。これらに對し、練軍のみでの鎮圧は困難であつた。そこで淮軍、楚軍（左宗棠）、皖軍（英翰）などの勇營が各地から招集された。そして、一八六八年八月によく捻軍は鎮圧された。

捻軍鎮圧の後、直隸省各地では地元の団練と

「客勇」の間で衝突が多く見られた。また、除隊された勇（「游勇」）による騒動なども発生した。このため依然として直隸省の治安は不安定であった。⁽³⁸⁾そこで朝廷は治安悪化を防ぐために、各勇営に対して直隸省からの退去を命じた。特に李鴻章に対しては、山東省德州にある、淮軍の一部の銘軍などを黄河以南に移動させるよう命じている。⁽³⁹⁾

こうした中で、一八六八年八月、安徽巡撫の英翰が、反乱に対して有効ではなかった練軍を解散し、淮軍などの各勇営から選抜した勇を直隸省に配置（「留勇」）することを上奏した。⁽⁴⁰⁾直隸省の治安を勇営によって維持しようとするのである。

この上奏について、朝廷は、捻軍との戦いに従事していた都興阿、官文、崇厚、李鴻章、左宗棠の五名および神機營にその検討を命じた。⁽⁴¹⁾尚、都興阿は欽差大臣管理神機營事務、官文は署直隸總督、崇厚は三口通商大臣であった。⁽⁴²⁾概して言えば、これらの答申は「留勇」に否定的であり、練軍の維持、再編という点において一致している。いずれも、「留勇」による治安悪化を懸念したものであった。

その中でも、練軍の維持を直隸省の防衛と関連付けている点で、官文と都興阿は注目値する。官文は、北京近郊（涿州、固安）やその後背地（宣化、古北口、遵化）には練軍を、直隸省中部（保定、河間、正定）には直隸省土着の勇を、そして省南部で山東省や河南省との境界地帯には他省からの「客兵」を、それぞれ配置することを述べた。⁽⁴³⁾

このように他省からの軍を南部に配置する理由は、官文も述べるように、主に治安状況にあった。当該地の治安については、李鴻章も将来の悪化を懸念している。⁽⁴⁴⁾だが後に官文は「…惟だ是れ練軍未だ盡くは撤するに宜しからざる者有り、誠に直隸附近の京畿並びに兩陵は重地なるを以て宜しく兵を用ふべし、勇を留むるに宜しからず、蓋

し兵は紀律を厳申すべきも、勇は則ち約束するに難し」と述べている。⁽⁴⁵⁾ここで官文は勇營と練軍の用途を明確に區別し、「重地」の軍として練軍を位置づけた。その背景には制御し難い勇に対する警戒があった。⁽⁴⁶⁾これに鑑みれば、南部への配置には、勇を北京から遠ざけようとする意図もあったと考えられる。

やがて、直隸省南部での治安悪化については、朝廷も懸念を抱いた。そして勇營退去の方針を転換し、銘軍駐留の可否について李鴻章に検討を命じる。⁽⁴⁷⁾李鴻章は、銘軍が大規模な「客軍」であることを理由に、代替案として南部に接する山東省張秋での駐留を上奏した。これを朝廷は裁可し、約二万人規模の銘軍が張秋に駐留することとなった。⁽⁴⁸⁾

これらの情勢や先に述べた五名の答申を集約して、神機營による上奏が行われた。⁽⁴⁹⁾ここでは次期直隸總督の曾國藩に練軍再編を委ねる旨が述べられている。また、治安の悪化をもたらすとの理由から「留勇」が否定された。一方では「游勇」などに備えるため、直隸、山東、河南の省境に暫定的に勇を置くことが提案されている。南部への勇の配置や、北京周辺では兵を用いるべきだとする官文の上奏が引用されていることに鑑みると、この神機營の上奏には官文の上奏が大きく反映されていると考えられる。

二 曾國藩による練軍再編

先に触れたように、捻軍が鎮圧された直後に兩江總督曾國藩が直隸總督に任命された。⁽⁵⁰⁾この人事も直隸省の治安回復を目指したものであった。例えば、趙烈文は曾國藩の「威望」を理由に挙げる。⁽⁵¹⁾だが、これは曾國藩の資質に

因るのみではない。当時、曾国藩は既に湘軍を解散しており、直隸総督就任時には、自身に直属する勇營を持たなかった。⁽⁵²⁾ これまでみたように、朝廷は「客勇」を治安の悪化要因とみなしていた。⁽⁵³⁾ この点に鑑みると、湘軍の解散が、この人事のより大きな理由として考えられる。

曾国藩は着任すると、直隸省の治安が依然として不安定であることなどを挙げ、銘軍の直隸省移駐の必要性を訴えた。そのため、やがて銘軍の一部が張秋から保定に移駐した。⁽⁵⁴⁾

更に練軍の再編が行われた。再編にあたり、曾国藩は一八七〇年五月にかけて数度の上奏を行った。その過程で兵部が繰り返し意見を述べていたことを、曾国藩は書簡中に述べている。それらは「別省の人を擡^キぜ」ないことと「減兵増餉」を行わないことであつた。⁽⁵⁵⁾ 兵部の目的は、「游勇」などが練軍の召募を名目として直隸省に入ることや解雇による兵の失業を防ぐことであつたと思われ⁽⁵⁶⁾。いずれも直隸省の治安悪化を防ぐためであつた。また先の書簡からは、練軍再編には兵部の他に戸部も関与していたことがわかる。だが戸部による反論等は書かれておらず、行われた形跡もない。このため、練軍の再編に際して曾国藩と議論を専らに行つたのは、兵部であつたと推測できる。そして、これら兵部の要求は、結果的に練軍に反映され⁽⁵⁷⁾た。

こうした中で、曾国藩は練軍に勇營の制度を援用する意向を示している。その一つとして統領の権限の拡大がある。当時の練軍では総督に権限が集中した。また、朝廷内では各々が程度の差こそあれ、総督と練軍の直結を危惧していた。以上は第一章で見た通りである。その結果、練軍には「層層の檢制」が行われ、各統領には「人材を進退し、餉項を綜管するの權」が無かつた。⁽⁵⁸⁾ 曾国藩はこれらが却つて將兵の結束を乱すなど、弊害であると考えた。

そこで、平時の人事や給与支給などを総督ではなく統領が行うように述べる。⁽⁵⁹⁾ 練軍が各統領の下で分権的となることを意図したのであった。

その統領について、曾國藩は「部臣：又弱を轉じて強と爲すに必ずしも才を異地より借りずと言ふ等語あり」と述べる。そして、その上で「：南人の戰將を調して北人の新兵を練するのみ」と論じた。⁽⁶⁰⁾ 先述の兵部の動向に鑑みれば、この「部臣」とは兵部を指す蓋然性が高い。つまりこれは統領の人事に対し、兵部が自身の意向を表明したものだといえよう。

だが先行研究では、これら兵部とみられる「部臣」の意向は考慮されず、曾國藩の動向のみが注目されてきた。そのため、練軍は曾國藩によって勇營化が進み、直隸總督の「子飼い」としての性格を強めたとされる。⁽⁶¹⁾ しかし、実際に曾國藩が新たに登用した「南人戰將」は、限定されたものであった。曾國藩は一連の上奏中で古北口、正定、保定を指定する。そして前二者は直隸提督傅振邦、正定鎮總兵譚勝達らの「本管官」を統領とし、後者の保定についてのみ「南將」、つまり前瓊州鎮總兵彭楚漢を充てるとの意向を述べる。⁽⁶²⁾

また、練軍は曾國藩以前に官文の下で再編が進められていた。官文は、練軍を保定、宣化、古北口、遵化の四軍とし、それぞれ「本提鎮の統帶に歸」すとした。だが、保定の練軍は「中軍副將の統帶に歸」すとされている。⁽⁶³⁾ このように、官文の頃より保定の練軍統領は欠員であったといえる。曾國藩はこれら既存の練軍には変更を加えず、統領の人事についても変更した形跡はない。⁽⁶⁴⁾ つまり、曾國藩が新たに採用した「南人戰將」は彭楚漢のみであったことになる。そして、それは欠員であった保定の統領に充てたに過ぎない。

このように統領の人事は、実際には兵部の意向に大きく反するものとはならなかった。⁽⁶⁵⁾では、兵部は何を意図していたのだろうか。それは、練軍と総督の結びつきを弱め、牽制しようとしたものと考えられる。捻軍や曾国藩の総督就任を経て、直隸省には勇営が駐留することとなった。やがて駐留は中部の保定にまで及ぶ。それに伴い練軍は主に「重地」の軍と位置づけられた。そのため、練軍が総督に直属することへの警戒が、より強く意識されるようになったのだろう。

以上のように見れば、曾国藩の下での練軍は総督の「子飼い」ではなく、兵部の意向に沿ったものであったことがわかる。この兵部を含めた当時の朝廷について、曾国藩は「雀鼠の見」や「齟齬」等と批判している。⁽⁶⁶⁾だが曾国藩は批判しつつも、その意向を全面的に汲んだ。ここからは、兵力の確保では銘軍の保定移駐を要求し実現した一方で、練軍については譲歩を行った曾国藩の姿勢がうかがえる。

第三章 天津教案と西征

先述のように、捻軍を鎮圧した後、朝廷は勇営を組み込んだ直隸省の防衛体制を構築した。

一八七〇年六月、こうした中で天津教案が発生する。教会をめぐる群衆の暴動に端を発した天津教案は、フランスとの外交問題となり、曾国藩や総理衙門による交渉が行われた。⁽⁶⁷⁾その最中でフランスは武力行使を示唆し、また実際に軍艦を天津に派遣した。これらを受けて、朝廷も軍事的な措置を講じた。

まず、張秋や保定の銘軍を直隸省滄州に移動させた。また、天津に軍艦が到着したとの報告を得ると、フランス

の「意は開釁に在り」と朝廷は見た。そして直隸省に来ることを淮軍に命じる。当時、淮軍は郭松林の武毅軍、周盛伝の盛軍などの部隊を含んでいたが、これらは李鴻章に率いられ、ムスリムの反乱に対するため陝西省に向かっていた。朝廷はこれら淮軍を直隸省獲鹿、河南省彰徳、山西省平定に分駐させた⁽⁶⁸⁾。これらの勇營の規模は銘軍が約一万名、淮軍が約一万名の合計約二万名であった⁽⁶⁹⁾。

一方、この他に北京では秋季訓練を名目に神機營が動員された。その規模は城内に五八〇〇名、近郊の南苑に六五〇〇名である⁽⁷⁰⁾。また、古北口では練軍に対して動員準備が指示され、更にはモンゴル、吉林、黒龍江の馬隊約三〇〇〇名が集められた⁽⁷¹⁾。

このように天津教案では、淮軍がフランスに対する形で直隸省南部などに動員された。そして北京とその周辺では神機營と練軍、モンゴルや吉林等の馬隊が動員されている。

朝廷は直隸省に淮軍を動員したが、その動向には注意を払っている。李鴻章が淮軍の布陣について報告を行った際には、その取締りを厳命した⁽⁷²⁾。当時の直隸省は干害のため治安が悪化していた。そして黄河以北では水害の影響も重なり、淮軍は兵糧の補給が困難であった⁽⁷³⁾。また、当時の直隸省には依然として「游勇」などがいた。天津教案という有事であったため、朝廷はこれらをより警戒した⁽⁷⁴⁾。そして兵糧の欠配などから、淮軍がこれらと共に治安を破壊することを、朝廷は危惧していたのである。

そのため、天津教案が解決して戦争の恐れがなくなった一〇月には、朝廷は銘軍や淮軍の移動を検討し始める。折しも当時、陝西省や甘肅省では左宗棠が欽差大臣としてムスリムの反乱に対峙していた。だが鎮圧は遅々として

進まなかった。そこで朝廷は李鴻章に対し、劉銘伝を陝西省に派遣（「西征」）することを命じた。⁽⁷⁵⁾

これに対し、李鴻章は覆奏を行った。覆奏の中で李鴻章は、派遣の条件として劉銘伝の下に指揮権を一本化することを求めた。だがその前の部分では、左宗棠が「毎に専ら楚軍を用ひて回匪を平らぐるを欲」しているなどと述べ、そのような処遇が実際には困難であることを示唆する。そして劉銘伝の派遣は不要との見解を示している。⁽⁷⁶⁾

朝廷はこの覆奏を受理した。しかし、その後ただちに劉銘伝に「西征」を命じる。⁽⁷⁷⁾ 李鴻章の覆奏を汲むことなく、朝廷は淮軍の移動を断行したのである。

他方で、天津教案後にはそれへの反省から、工部尚書毛昶熙や安徽巡撫英翰が様々な制度の改変を上奏した。⁽⁷⁸⁾ その中に、天津から北京への途次にあたる楊村、河西務などへの銘軍の移駐がある。これは総理衙門による検討が行われた。だが実際には、先述のように当時銘軍は「西征」を命じられていた。そのため、この銘軍の駐留は、当初より実現の可能性がほとんどなかったものと思われる。⁽⁷⁹⁾ 移駐の検討を命じられた李鴻章も、銘軍が「遠去」したとの理由から、自身の親軍二営を天津に移駐させたのみであった。⁽⁸⁰⁾

また、英翰は天津に「海防提督」を置くことを求めた。従来の緑営では陸軍と海軍の指揮が分散していたため、天津に両者を直接に指揮する「海防提督」を設けようというのである。英翰はこの「海防提督」とその部隊に、淮軍、特に郭松林や周盛伝とその麾下の淮軍各部隊を充てようとしていた。そのため、これらの部隊の移動に異を唱えた。だが淮軍の移動は中止されず、「海防提督」も設置されなかった。銘軍と武毅軍の一部は西征に赴き、残りの武毅軍は湖北省へ派遣された。⁽⁸¹⁾ そして、盛軍が「畿輔を拱衛するの師」と位置付けられたが、その駐留地は、

英翰が求めたような天津ではなかった。かつての銘軍と同じく、直隸省南部の景州と滄州であった。⁽⁸²⁾

おわりに

一八六〇年代前半から「教匪」などにより、直隸省では治安の悪化が進む。更に鎮圧の過程で官軍は無規律であり、却って治安を乱すものとなる。そこで、こうした兵勇の監視や管理を行う必要性が生じた。これが直隸省における練軍設立の一因であった。だが監視や管理は間近より行い、兵を直属下に置かなければならない。練軍においては、結果的に総督がその指揮を担うこととなったが、朝廷は種々の牽制、監視などを講じた。首都北京を擁する直隸省に、総督のみに直属した武力が存在することを危惧したためである。

この朝廷の姿勢は、捻軍の侵入を経て再構築された直隸省の防衛体制において顕著となる。当時の直隸省は治安の悪化が恒常的なものとなり、朝廷は勇營の駐留を容認した。だが元来より勇營は向背常ならず、また治安を容易に乱す存在であった。そのため朝廷は勇營による直接の北京防衛を望まなかった。勇營の駐留は最前線ともいえる南部に限定された。そして北京を直接に守備する軍として神機營が配置され、その外周にあたる地域に練軍が置かれた。朝廷は練軍を勇營と自身の間の、いわば緩衝役として位置づけていたといえる。

このようにみると、当時の直隸省では三層構造で防衛体制が構築されていたことがわかる。朝廷は出自の異なる三種の軍について、各々の用途を明確に区別し選択的に併用していた。そこには先学の研究で述べられていたような、軍事力の二者択一的な状況は見られない。

では、この直隸省の防衛体制とそこでの軍事バランスの在り方は、中国近代史上ではどのように位置づけられるだろうか。本稿で述べたように、これらが構築されていく過程において、朝廷内では若干の意見の相違がみられた。その中でも兵部は、総督とそれに直結した武力への警戒が顕著であった。そこで兵部は、練軍の再編に際しては自身の主張を実現し、更には、元来は兵部自身をはじめ、中央官庁が持たなかった軍事上の指揮権を持つことさえ意図した。だが同時に、諸反乱、特に捻軍の侵入を経た直隸省では、兵勇の指揮や将官に対する人事など、総督の裁量、関与を増す必要があった。これは社会の「軍事化」によりもたらされたものともいえる。こうした状況の変化は自身の職権に抵触する恐れもあり、兵部にはより鋭敏に感じ取られたものと思われる。更に総督が主に基盤とし指揮した武力の実態、すなわち勇營の性質と、直隸省という地域的特性がそれに拍車をかけた。北京の安全保障に直結するためである。

「督撫専政」が統治構造に及ぼした影響や変化については、その有無や軽重など、多方面から個々に検討する必要がある。だが同時代の中央、少なくとも兵部は、変化もしくはその兆しを認識していたのではないか。⁽⁸³⁾それ故の警戒が、直隸省の防衛体制や軍事バランスの在り方に、既に表されているのである。このような、捻軍を画期とした中央の地方に対する姿勢の変化は看過されるべきではない。こうした中央の動向は、やがて訪れる中央と地方の対立の淵源とみなすことができよう。⁽⁸⁴⁾

やがて幾多の外交案件などを経て、以後の直隸省では淮軍の駐留地が拡大する。⁽⁸⁵⁾上述のように直隸省を舞台とした、地方に対する中央の意識の変化が、淮軍の駐留地の拡大と如何なる関係を持っていたのか。そして直隸省以外

の各省ではどのような様子であったのか。これらは改めて考察する必要があるだろう。これらについては別稿を期したい。

註

- (1) Philip A. Kuhn, *Rebellion and Its Enemies in Late Imperial China: Militarization and Social Structure, 1796-1864*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1980, pp.165-180.
- (2) 羅爾綱『湘軍兵志』中華書局、一九八四年、二一七～二二八頁。他に、同「中国近代兵為特有的起源」鍾文典選編『羅爾綱文選』広西師範大学出版社、一九九九年（初出は『中国社会経済史集刊』第五卷第二期、一九三七年）。尚、同様の見解として、波多野善大『中国近代軍閥の研究』河出書房新社、一九七三年。Stanley Spector, *Li Hung-chang and the Hwai Army*, Seattle: University of Washington Press, 1964.
- (3) 王爾敏『淮軍志』中央研究院近代史研究所、一九六七年。尚、近年では岡本隆司氏や岩井茂樹氏が王氏の流れに沿った議論を行っている（岡本隆司「清末の対外体制と対外関係」飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『シリーズ二〇世紀中国史一 中華世界と近代』東京大学出版会、二〇〇九年、一九～二〇頁。岩井茂樹「中華帝国財政の近代化」、同前、一二六～一二九頁）。このような中央と地方をめぐる先行研究の整理として、王瑞成「権力外移」と晩清權力結構的演変（一八五五～一八七五）『近代史研究』二〇一二年第二期、二〇一二年。
- (4) 緑營の指揮権は皇帝の専権である。だが実際は各省の督撫の裁量に委ねられていた。これは羅氏も指摘している（羅爾綱『緑營兵志』中華書局、一九八四年、二七四～二七七頁）。
- (5) 湘軍については、その後期には勇の徵募に際して選択基準が低下したため、秘密結社の流入があった。こうした点などをふまえ、太平天国と湘軍は「双生児」的存在であったことが指摘されている（宮崎市定「太平天国の性質について」佐伯富ほか編『宮崎市定全集一六 近代』岩波書店、一九九三年（初出は『史林』四八巻二号、一九六五年）。
- (6) 王闓運著、馬積高主編、呉容甫点校『湘綺樓日記 第一卷』岳麓書社、一九九七年、七六頁、同治九年庚午正月

一六日条。「校五代史二卷。觀其將富兵橫、矛戟森森、與今時無異、恐中原復有五季之勢、爲之馳枕」。羅、前掲註

(2) 論文、三二五頁。

(7) 拙稿「一八六〇年代における神機營について——清末の北京朝廷と地方督撫に関する一考察——」『史林』九八卷四号、二〇一五年。

(8) 王爾敏「練軍」の起源及其意義』『清季軍事史論集』廣西師範大学出版社、二〇〇八年（初出は『大陸雜誌』三四卷六、七期、一九六七年）。冀滿紅「清季練軍建立原因探略」『湘潭大学学报（哲学社会科学版）』一九九五年第二期、一九九五年。汪林茂「晚清練軍中的集權与分權之爭」『河北學刊』一九八八年第五期、一九八八年。皮明勇「晚清『練軍』研究」『近代史研究』一九八八年第一期、一九八八年。佐々木寛「練軍について」岡本敬二先生退官記念論集刊行会『アジア諸民族における社会と文化——岡本敬二先生退官記念論集——』国書刊行会、一九八四年。羅、前掲註(4)『綠營兵志』八二〜八六頁。施渡橋「晚清軍事改革研究」軍事科学出版社、二〇〇三年、四六〜四八頁。(9) 朝廷の意向として、冀滿紅氏や汪林茂氏は「軍權下移」(冀、前掲註(8)論文、四七頁)に対する警戒を挙げる。この見方については本稿も大きな示唆を得た。だが両氏と

一八六〇年代、清朝中央による首都防衛構想について

根無

も、これを直隸練軍の勇營化という文脈でしか捉えていない。

(10) 王氏はこれについて「主國政者自然仍重視練軍、不欲勇營參與畿輔防務」と述べる(王、前掲註(3)『淮軍志』三八二頁)。だが「主國政者」とは具体的に誰を指すのか、なぜ「參與」を欲しなかったのか、その結果、どのように具体的な「畿輔防務」が構築されたのかなどについては全く論じられていない。この点は、王氏を踏襲した佐々木氏についても同様である(佐々木、前掲註(8)論文、三八九頁)。

(11) 『穆宗實錄』(以下『實錄』)卷五三、三八〜三九、四一頁、同治元年二月甲辰条。

(12) 綠營制度の原則は兵力の分散と指揮系統の細分化にあった。各省では兵力が散在し、指揮系統もそれに対応して細分化されていた。上層では督撫と提督が相互に牽制し、有事に際してのみ各駐屯地から兵が寄せ集められた。このため、迅速な動員や集中的な訓練が行われなかった。これら綠營制度については、例えば坂野正高『近代中国政治外交史——ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで——』東京大学出版会、一九八二年第二刷、三九頁。大谷敏夫『清代政治思想史研究』汲古書院、一九九一年、四二頁。羅、前掲

三六一

註(4)『綠營兵志』。Ralph L. Powell, *The Rise of Chinese Military Power 1895-1912*, Princeton: Princeton University Press, 1955, pp. 12-19. これは「民政・軍政の兩權を掌握する地方權力(軍團)」を防ぐためであった(大谷、前掲書、四二頁)。

(13) 直隸省の治安維持を優先したことは、これより以前に「教匪」が直隸省から山東省に移動した際に、朝廷が神機營の出兵を撤回したことからも推察される(『實錄』卷五一、三八〜三九、四四頁、同治元年二月乙酉、丙戌条)。

(14) 『劉武愼公遺書』(以下『劉遺書』)卷五「直東肅清撤回兵勇疏」同治二年五月初二日。「…鈴束無具、卽紀律難明、宿村索饗、積習相沿、尤非安內攘外之道。臣歷事戎行、轉戰數省、所恃以戰勝攻取者、固由士卒之命、亦實營制之合宜」。

(15) 当時の官軍兵勇の質の低下については、例えば菊池秀明「太平天国における私的結合と地方武装集団」『歴史学研究』第八八〇号、二〇一一年、四〇頁。

(16) 『籌辦夷務始末(同治朝)』(以下『夷務』)卷一六、署礼部左侍郎薛煥上奏、同治二年五月庚戌条。『實錄』卷六六、一七〜一八頁、同治二年五月庚戌条。

(17) 『劉遺書』卷六「遵籌直隸全局練兵募勇以重畿輔疏」

同治二年一〇月二日、「覆陳練兵募勇疏」同治二年一月二四日、卷一一「陳明近年練兵情形疏」同治五年九月二三日。

(18) 『夷務』卷四三、恭親王等上奏、同治五年七月壬戌条。(19) 以上、練軍の史実経過については、前掲註(8)も参照。尚、後に易州が保定へと変更された(『實錄』卷一六、三〇〜三一頁、同治六年二月丙申条)。

(20) 神機營が後述の胡家玉の上奏を兵部と共に検討した際に、この兵部と戸部による協議の結果が簡潔ながらも引用された(中国史学会主編『洋務運動 三』上海人民出版社、一九六一年、四八八頁。「又查戶兵二部議覆、總理衙門所請變通直隸練兵各條、議如所奏妥籌、其未盡事宜、由該督查奏再行覈議各等語」。他に、兵部は戸部と「練兵章程十七條」を上奏したというが(『實錄』卷一八三、三一頁、同治五年八月甲寅条)、これは劉長佑の上奏に断片的に引用されているのみである(『劉遺集』卷一一「推廣練兵章程疏」同治五年一〇月二四日)。このように当時の兵部を含む朝廷内の動向は、残存する史料が少なく不明な点が多い。

(21) 『兵部公牘』卷上「籌餉練兵奏底」。「…但議移營各路、未必卽成勁旅、…臣等以爲與其改駐京外、莫若將各軍陸續

調至京師。擇城外閒地屯駐、簡派知兵大臣勤加訓練、俟練成、再議更番歸伍」。本史料は黄雲鶴による『兵部公牘』に収録されている。黄は当時兵部の郎中であり、上奏等の草稿を書いていた(同書、序文)。本史料は上奏の草稿とみられるが、日付が明記されていない。だが冒頭には、総理衙門の上奏を戸部と協議、検討するよう命じた上諭が引用されており、それに対するものであったことがわかる。

このような兵部の上奏は、管見の限りでは『實錄』等には収録されていない。そのため、いずれの先行研究も本史料を用いておらず、兵部の動向も論じていない。或いは、本史料は戸部との協議により、上奏されるには至らなかった可能性がある。だが当時の兵部の練軍に対する姿勢を示すものである。尚、黄雲鶴については、『碑傳集補』巻一八、一三〇―一四頁。

(22) 指揮については、同右「籌餉練兵奏底」。「…近畿有事、卽遣之出剿」。

(23) 『洋務運動』三二四八四―四八六頁。

(24) 前掲註(20)に述べたように、神機營と兵部がこの上奏の検討を行ったためである。その結果をふまえた上諭として、『實錄』巻一八三、二八―二九頁、同治五年八月甲寅条。

一八六〇年代、清朝中央による首都防衛構想について

根無

(25) 佐々木、前掲註(8)論文、三八七頁。当時大学士であった倭仁も、困窮した旗兵の救済を挙げて同様の上奏を行った(『倭文端公遺書』巻二「論直隸添設六軍疏稿」)。両者の上奏は王爾敏氏も取り上げるが、旗兵の困窮とは関連づけていない(王、前掲註(8)論文、七五頁)。旗兵の困窮が当時の重大な問題であったことについては、劉小萌『清代北京旗人社会(修訂本)』中国社会科学出版社、二〇一六年、第八章。

(26) 一八六八年の条約改正に関しては坂野正高『近代中国外交史研究』岩波書店、一九七〇年、二二一―二四二頁を参照。

(27) 例えば胡家玉は神武營の費用については総理衙門より支給し、神武營をその指揮下に置くことを述べる。兵部も、北京にある練軍の費用については、同様に総理衙門より支給することを提案している。このように総理衙門が神武營ないしは在京練軍の指揮の主体とみなされた一つの理由として、条約改正交渉を担うことが挙げられる。また、黄雲鶴の意見書にも胡家玉と類似の箇所がある(『兵部公牘』卷上「京師添設重兵議」)。

(28) 前掲註(21)「籌餉練兵奏底」。「…就近團操、額之虛實、兵之強弱、將領之善否、易於稽查…用人爲當今急務、

三六三

軍興以來人材輩出、擇其忠勇素著膽藝素優者、昇以將副教練之任、該員等得近依天日、益生效其忠悃盡其器能、朝廷就近考察、亦易收得人之效」。

(29) 結果的に、在北京の旗緑各兵が既存の練軍であるかの違いはあるが、中央に直属する武力を意図した点において兵部と胡家玉の意向は共通している。

(30) 前掲註(18)『夷務』卷四三、恭親王等上奏、同治五年七月壬戌条。「所有將領、提鎮主之：如提鎮不能得人、准將平日深知堪勝此任文武大員、不論在官在籍、由該督專摺保奏：此次六軍以直隸總督統之、仍請不時欽派老成廉幹大臣前往抽查校閱、嚴加考覈」。だが提(提督)や鎮(総兵)といった緑營の高級武官の選任は、従来は兵部による候補者のリストアップを経て行われていた(羅、前掲註(4)『緑營兵志』二九七～二九八頁)。そのため、この總理衙門の上奏は兵部の職権に抵触する可能性を含んでいたといえる。

(31) 『實錄』卷一八三、三一～三二頁、同治五年八月甲寅条。尚、總理衙門の上奏を裁可した当時の朝廷では、政策決定の最高機関である軍機処に四名(恭親王、文祥、寶鋆、胡家玉)の軍機大臣がいた。その内の胡家玉を除く三名が總理衙門大臣を兼務していた。ここから、軍機処と總理衙

門の意向は大体において一致していたものと考えられる。呉福環『清季總理衙門研究』新疆大学出版社、一九九五年、三七～三八頁を参照。

(32) 『實錄』卷八四、二九頁、同治二年一月戊申条。結果的に劉長佑は楚勇のほぼ全てを直隸省から退去させた(『劉遺書』卷七「邊派楚軍赴皖片」同治三年六月初六日、「楚勇撤回湖廣片」同治三年七月初八日、前掲註(17)「陳明近年練兵情形疏」)。

(33) 總理衙門も「有缺就地募補」と命じている(前掲註(18)『夷務』卷四三、恭親王等上奏、同治五年七月壬戌条)。(34) 前掲註(17)『劉遺書』「陳明近年練兵情形疏」、同、卷一一「分練六軍請增二軍疏」同治五年一月二十四日。「：於兵事粗識徑途、其道無他、全在將得其人而已」。

(35) 『實錄』卷一九一、二六頁、同治五年二月辛卯条。毛昶熙の上奏は『曾國藩全集』(以後『曾全集』)奏稿九、岳麓書社、一九九一年、五四七五～五四七六頁。祝壇については、戸部尚書羅惇衍も練軍への反対を表明した上奏の中で、その資質に批判的である(王雲五編『道咸同光四朝奏議』五「臺灣商務印書館、一九七〇年、二〇四四～二〇四六頁」)。

(36) 『實錄』卷一九三、一八頁、同治五年二月壬子条。

(37) 前掲註(34)「分練六軍請增二軍疏」。「仍由臣隨時察看、如不得力、即請擬派：至南來將弁留直差委者、：雖皆慣經戰陣、卓著勞績之員、然大半粗笨樸拙、是以未敢派充總統翼長之任」。

(38) 『欽定剿平捻匪方略』(以下「方略」) 卷三一八、一頁、同治七年七月初九日甲申条。

(39) 『實錄』 卷二三七、三六頁、同治七年七月乙酉条。

(40) 『方略』 卷三一七、二三～二四頁、同治七年七月初五日庚辰条。『道咸同光四朝奏議 五』二一三八～二一四一頁にも収録。

(41) 『方略』 卷三一七、二八～二九頁、同治七年七月初五日庚辰条。卷三一八、二七～二九頁、同治七年七月初一日乙酉条(官文)、卷三一九、一～三頁、同治七年七月一日丙戌条(都興阿)、八～九頁、同治七年七月一日己丑条(崇厚)、二五～二七頁(左宗棠)、二七～二九頁(李鴻章)、同治七年七月二三日戊戌条。尚、左宗棠と李鴻章の上奏はそれぞれ全集に収録(『李文襄公全集』 奏稿卷二八「覆陳善後事宜摺」同治七年七月二十日。『李文忠公全集』(以下「李集」) 奏稿卷一四「覆議凱撤南勇並籌西事摺」同治七年七月二十日)。

(42) 劉長佑は梟匪鎮圧の最中に、戦果の芳しくないことを

一八六〇年代、清朝中央による首都防衛構想について

根無

理由に直隸総督を革職されている(『實錄』 卷二一五、一三～一四頁、同治六年一月癸丑条)。

(43) 「臣愚以爲與其留客兵而別開生面、莫若循舊制而汰弱留強。涿固等州縣、地居衝要、擬仍於六軍之中認真選擇、酌留精銳數營、選將統帶、分駐各要隘、無事則勤加訓練、有事即可就近徵調。宣化古北口遵化等處、擬即擇留各該提鎮本營練軍、就近巡防彈壓。：保定河間正定等處、擬即於本省各勇隊內擇其精強素經行陣者、酌留數營、：惟直省東至景州南至大名西南至磁州順德、皆與豫東壤地相錯爲入直門戶、各該處伏莽亦多、誠不可不嚴加戒備、或於此數處中酌留客兵數隊、俟留駐半年後、察看地方情形、再行分別辦理」。尚、ここで「客兵」とあるが、後掲註(45)の官文による上奏と併せると、実際には「客勇」を指すものと考えられる。都興阿は更に北京近郊の南苑、盧溝橋、通州などと天津から涿州、易州一帯にかけての練軍配置を述べる。また、より遠い保定から正定にかけては、保定附近で勇を募り配置するように述べる。

(44) 『李集』 奏稿卷一四「張總愚投水確實並各軍裁撤片」同治七年七月二十日。

(45) 『方略』 卷三二〇、一八頁、同治七年九月初九日癸未条。「：惟是練軍有未宜盡撤者、誠以直隸附近京畿並兩陵

三六五

重地宜用兵、不宜留勇、蓋兵可嚴申紀律、而勇則難於約束。

(46) 官文は滿洲正白旗に属する旗人。これより先の太平天国との戦いでは、荊州將軍や湖広總督を歴任した。その際には湘軍を率いた曾国藩らを監督、牽制する役割を担った(菊池秀明『北伐と西征——太平天国前期史研究——』汲古書院、二〇一七年、三九七頁)。官文が上奏を行った背景にはこのような経験があるものと考えられる。

(47) 『方略』卷三三〇、四頁、同治七年八月初五日己酉条。

(48) 『實錄』卷二四〇、二五頁、同治七年八月初八日。『李集』奏稿卷一四「銘軍暫紮張秋摺」同治七年八月初八日。

張秋は黄河と運河の結節地であり、物資の調達に便利であった。捻軍時には李鴻章によって転運局が置かれた(『李集』奏稿卷一三「渡黃察辦轉運相機調度摺」同治七年正月二八日)。張秋が選ばれた背景には、このような理由もある。

(49) 『方略』卷三三〇、二四〇二九頁、同治七年九月二九日癸卯条。また『曾全集』奏稿一〇、岳麓書社、一九九三年、六一二八〜六一三一頁にも収録。

(50) 『實錄』卷二三八、二五頁、同治七年七月乙未条。

(51) 『能靜居日記』(朱漢民・丁平一主編『國家清史編纂委員會・文獻叢刊 湘軍』第七卷、社会科学文献出版社、二〇一三年所収) 同治七年七月壬寅条。尚、趙烈文は曾国藩

の幕僚であり、その資質を特筆するのは当然であるといえる。

(52) 羅、前掲註(2)『湘軍兵志』一九三頁。湘軍の解散については同、一八一〜一八四頁を参照。

(53) 捻軍後の朝廷が非常に「客勇」を恐れた様子については、『曾全集』書信九、岳麓書社、一九九四年、六八三頁「復劉盛藻」同治八年八月二三日を参照。

(54) 『曾文正公全集』(以下『曾文正』) 奏稿卷二七「略陳直隸應辦事宜摺」同治八年正月一七日、卷二八「銘軍統領無庸更換片」同治八年八月二七日。湘軍の解散が却って銘軍の保定移駐に繋がったといえる。

(55) 『曾全集』書信九、六八一七頁「復李鴻章」同治八年八月一五日、六八四〇頁「復李宗義」同治八年八月二五日。

『曾全集』書信一〇、岳麓書社、一九九四年、六九〇二頁「復楊昌濬」同治八年九月初八日。「減兵增餉」とは当時各省で行われていた緑営再編の一つである。老弱の兵を解雇し、その分を残った兵の給与に上乗せする方法であった(冀、前掲註(8) 論文、四五頁)。

(56) 練軍の再編が兵の解雇に繋がりが、治安の悪化をもたらすことについては、捻軍鎮圧の直後から崇厚も懸念を示している(『方略』卷三一九、八頁、同治七年七月一四日己

丑条。

(57) 『曾文正』 奏稿卷二九「試辦練軍酌定營制摺」同治九年四月一六日。『曾全集』書信一〇、七〇三一頁「復楊昌濬」同治九年正月二四日。

(58) 『曾文正』 奏稿卷二八「覆議直隸練軍事宜」同治八年五月二二日。

(59) 『曾文正』 奏稿卷二八「再議練軍事宜摺」同治八年八月二七日。

(60) 同右「再議練軍事宜摺」。「部臣：又言轉弱爲強不必借才於異地等語。…一曰、調南人之戰將練北人之新兵而已」。

(61) 佐々木、前掲註(8) 論文、三九四頁。汪、前掲註(8) 論文、八四頁。

(62) 前掲註(59)「再議練軍事宜摺」。譚勝達、彭楚漢ともに湘軍の系列である(波多野、前掲書、七八頁)。彭楚漢のみ、この直前に曾国藩の推挙を受けた(『實錄』卷二六〇、一九頁、同治八年六月甲寅条。これは練軍に備えたものと考えられる。

(63) 『方略』卷三三〇、一八〇一九頁、同治七年九月初九日癸未条。尚、この副将は冷慶という者であり(前掲註(59)「再議練軍事宜摺」、劉長佑の頃より總統唐訓方の下で保定練軍の中軍副将を務めていた(『劉遺書』卷一二

一八六〇年代、清朝中央による首都防衛構想について

根無

「遵旨入觀順閱練軍疏」同治六年三月二二日。

(64) 前掲註(57)「試辦練軍酌定營制摺」。尚、以後の練軍は前述の官文の四軍を基本とし、後に正定、大名が加えられた(黄彭年等撰『畿輔通志』卷一二〇、兵制二、六四〇六八頁)。

(65) 統領の人事に関し兵部が殊更に介入したのは、前掲註(30)で見たように、自身の職権に抵触するためであったとも考えられる。

(66) 『能静居日記』同治八年八月戊辰条。

(67) 天津教案に関しては、吉澤誠一郎『天津の近代——清末都市における政治文化と社会統合』名古屋大学出版会、二〇〇二年、六七〇七〇頁。尚、天津教案を経て李鴻章が直隸総督に就任した。

(68) 『實錄』卷二八五、二二一〇三三頁、二六頁、同治九年六月癸亥条、甲子条、卷二八七、五頁、同治九年七月壬午条。

(69) 『實錄』卷二九一、二七頁、同治九年九月壬辰条。

(70) 『實錄』卷二八七、三頁、同治九年七月庚辰条。

(71) 『實錄』卷二八五、二〇〇二二頁、二五頁、同治九年六月壬戌条、癸亥条。この馬隊の動員はムスリムの反乱に備えるためとされた。しかし、実際には天津教案に備えた

三六七

ものであった(『李集』奏稿卷一六「請撤古北口馬隊摺」同治九年九月一日)。

(72) 『實錄』卷二八八、二四頁、同治九年八月辛丑条。

(73) 『李集』奏稿卷一六「布置後路擬暫駐保定片」同治九年八月初六日。『實錄』卷二八三、四、六頁、同治九年五

月壬午条、卷二八八、二八頁、同治九年八月癸卯条。

(74) 例えば、正定府において淮軍の勇が教案を起こしたとの報告があった。これは後に誤報であることが判明するが、この調査報告の際に、李鴻章は各地で「游勇」を取締りながら進軍したことを述べる。これへの上諭などからも、当時の直隸省では「游勇」が容易に騒動を起こす情勢であったこと、そして朝廷がその動向に留意していたことがわかる(『夷務』卷七六、同治九年八月癸卯条、協辦大學士直隸總督李鴻章上奏とそれに対する上諭)。

(75) 『實錄』卷二九一、一〇頁、二六、二八頁、同治九年九月甲申条、壬辰条。壬辰条では淮軍を「或酌留直隸若干、以資剿賊」することの検討も述べられている。しかし朝廷は、劉銘伝が「西事不甚相宜」ならば「他省軍務」への派遣を検討せよと命じている。ここから、朝廷が強調しているのは淮軍を直隸省以外に派遣することであったと思われる。

(76) 『李集』奏稿卷一七「覆奏劉銘傳督辦陝西軍務摺」同治九年一〇月初三日。「：然左宗棠每欲專用楚軍平回匪：似無須別置一軍、致左宗棠或生疑忌、儻聖意必責成以陝事、似須破除常格、兼任地方、事權歸一」。

(77) 『實錄』卷二九二、九、一頁、同治九年一〇月丙申条。ここでは郭松林や周盛伝の部隊についても、移動を検討するよう李鴻章に命じている。

(78) 『夷務』卷七七、同治九年九月己卯条、工部尚書毛昶熙上奏、卷七九、同治九年閏一〇月戊子条、安徽巡撫英翰上奏。

(79) 總理衙門もこの毛昶熙の提案には賛意を示している(『夷務』卷七八、同治九年一〇月壬子条、總理各國事務恭親王等による上奏)。しかし、朝廷内にあつて銘軍の西征を最も主張していたのは、他ならぬ恭親王であつた(『李集』朋僚函稿卷一〇「上曾相」同治九年一〇月二一日)。

(80) 『李集』奏稿卷一七「裁併通商大臣酌議應辦事宜」同治九年一〇月二六日。

(81) 『實錄』卷二九三、一八、一九頁、同治九年一〇月戊午条、卷二九九、五頁、同治九年一二月癸亥条。尚、李鴻章自身も、英翰の求めたような「海防提督」の設置には反対であつた。(『李集』奏稿一七「籌議天津設備事宜摺」同

治九年一二月朔一日)。

(82) 『李集』奏稿卷一七「會商銘軍赴陝分撥各軍摺」同治九年一〇月二十四日。『實錄』卷二九三、二五〇二六頁、同治九年一〇月庚申条。

(83) 後の同治一二年に福建巡撫王凱泰より綠營再編についての上奏が提出された。その際に兵部は直隸省の防衛体制を「内則神機營、外則直隸所練六軍」と述べている。更に各省の状況を述べた上で「國家經制之兵、垂二百餘年、不敢輕議紛更」「於兵制無大變更」とも述べている(『皇朝政典類纂』卷三二六、六〇七頁、同治一二年兵部上奏)。兵

部が変化を感じていたからこそ、殊更に「國家經制」の兵制を強調したとも考えられる。

(84) 中央と地方の対立は日清戦争での李鴻章の失墜により表面化したとされる(岡本隆司『袁世凱——現代中国の出發——』岩波書店、二〇一五年、六〇〇―六二頁)。

(85) その基本的な枠組みは本稿で述べた通り、前線の沿岸部への配置である。以後の淮軍の配置については、Spector, *op. cit.*, pp.140-151.

(京都府立大学研修員)

THE TOYO GAKUHO

Vol.99, No.4 - March 2018

(THE JOURNAL OF THE RESEARCH DEPARTMENT
OF THE TOYO BUNKO)

The Qing Dynasty's Capital Defense Plan during the 1860s:
With a Tentative Study of Zhili Lianjun

NENASHI Shintaro

There were two types of military force used to suppress rebellions during the late Qing period: *bing* (兵), or regular troops consisting of the Green Standard Army and the Eight Banners, and *yong* (勇), or temporary volunteer troops organized into Yongying (勇營), mainly under governors-general and governors, in addition to *tuanlian* (團練) units on the village level. In Zhili (直隸) Province during the outbreak of the White Lotus Rebellion of the 1860s, *bing*, *yong* and *tuanlian* forces were deployed together to quell the insurrection, but the lack of discipline on the part of the *bing-yong* troops during the operation merely added to the civil unrest caused by the Rebellion. The Qing Court, in consideration of the effects of the worsening law and order on the capital of Beijing, reorganized the Green Army at the hands of the governor-general of Zhili in order to strengthen the government's control, thus leading to the formation of Zhili Lianjun (直隸練軍).

However, after the outbreak of the Nian Rebellion led to the further deterioration of law and order in Zhili Province, and as it became necessary to reinforce Zhili Lianjun with Yongying, the Court designed a new capital defense plan under which Yongying were deployed to limited areas, including southern and coastal areas of Zhili, either far away from Beijing or at the spot of the actual fighting, while Zhili Lianjun was stationed around Peking.

This new capital defense plan was partly based on the Court's, especially its Board of War's (Bingbu 兵部), suspicion of Yongying, which included former rebels who had surrendered, and were thus deemed untrustworthy to serve around the Capital. This suspicion was further deepened due to the fact

that Yongying also served as the governors-generals' militia. As well, the Board of War had intervened several times during the establishment of Zhili Lianjun, owing to the concern over its close relationship with the governor-general of Zhili. The author takes up the Board of War as an excellent example of how the center's attitudes toward the periphery began to change during the late Qing period.

Nomadic Patterns of the Yekešabis from the Viewpoint of Pasture Conflict
Settlement: The Case of the Central-Right-Final Banner of Tüsiyetü
Qan Ayimaγ in Outer Mongolia during the Qing Period

Cholmongerel

This article carefully examines the settlement process of a series of actual, large scale, historically influential disputes over pastureland between commoners and the Yekešabis (vassals of the Great Living Buddha of Outer Mongolia) which occurred within Tüsiyetü Qan Ayimaγ's Central-Right-Final Banner during the Qing period, in order to verify the actual nomadic conditions of the Yekešabis during that time, using historical sources held by the National Central Archives and the National Central Library of Mongolia. The author's findings are as follows.

Pastureland problems first came to the surface for the Yekešabis in a dispute that occurred around the 24th year of the Daoguang 道光 Era (1844) with a group of banner commoners, who intentionally brought out the fact that there were some Yekešabis who had been residing in the banner since the 10th year of the Jiaqing 嘉慶 Era (1805) without being registered in the Banner's pastureland ledger, resulting in the removal of those Yekešabis. Considering the fact that no pastureland was allocated to any Yekešabi at that time, it is clear that the main purpose of the settlement was to force both commoners and Yekešabis to peacefully coexist on the pastureland of the *ayimays* and banners. Finally, under a new rule set up by the Grand Ministers Superintendent of Kulun in the 4th year of the Tongzhi 同治 Era (1865), all *otoys* (the administrative unit of the Yekešabis) in the eastern two *ayimays*, including those which had not been registered by any banner as of Jiaqing